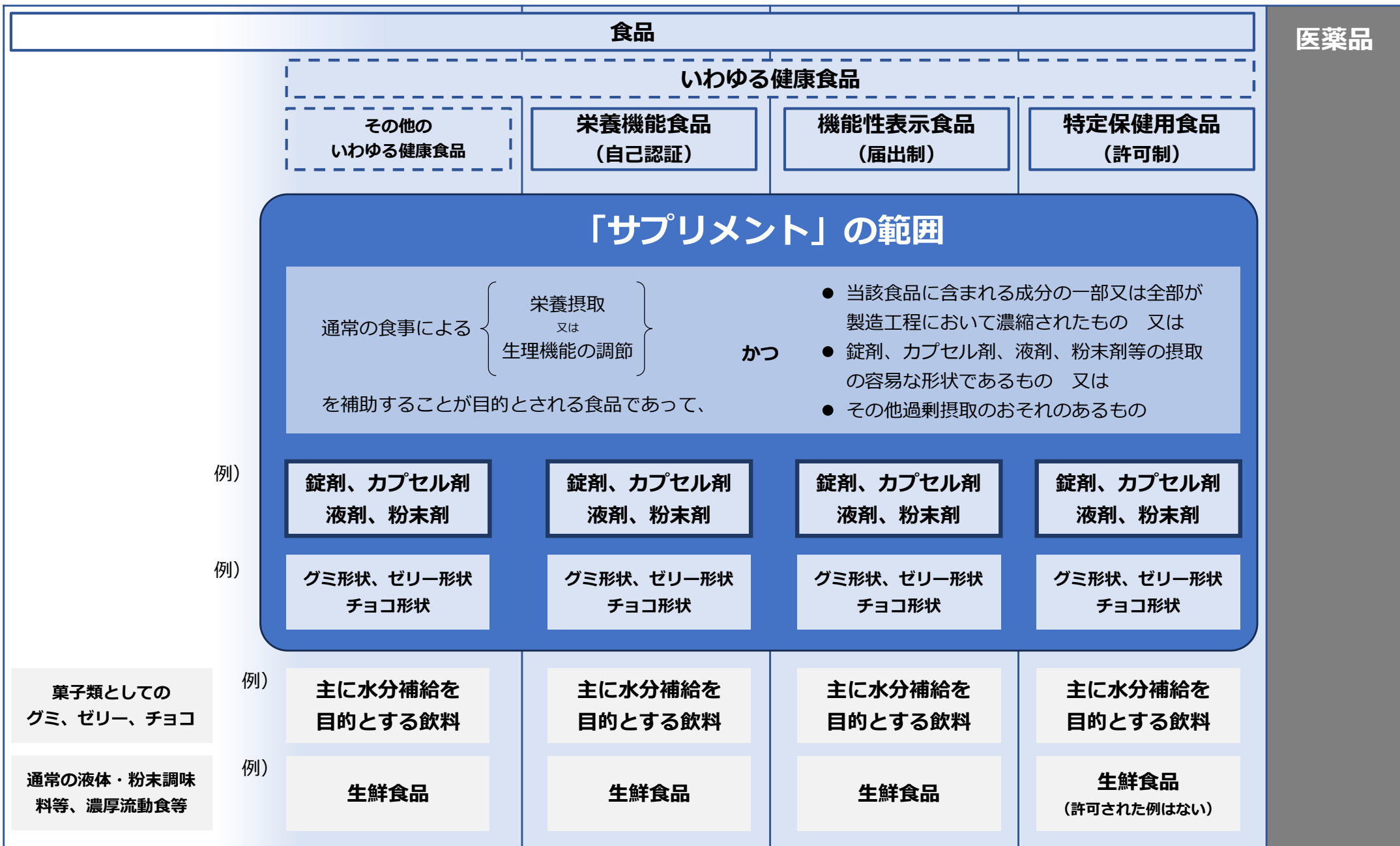


「サプリメント」の範囲のイメージ

※厚生労働省厚生科学審議会等の議論を踏まえて今後変更があり得る。



※記載した各項目は事例であり、これらに限らない

「サプリメント」の定義と規制内容のイメージ

※厚生労働省厚生科学審議会等の議論を踏まえて今後変更があり得る。

定義	規制内容	
	GMP	健康被害報告 営業許可等
<p>① 通常の食事による栄養摂取又は通常の食事による生理機能の調節を補助することが目的とされる食品であって、</p> <p>② 当該食品に含まれる成分の一部又は全部が製造工程において濃縮されたもの、錠剤、カプセル剤、液剤、粉末剤等の摂取の容易な形状であるものその他過剰摂取のおそれのあるもの</p>	<p>(錠剤、カプセル剤等食品) GMPを義務化</p>	<p>厚労省と 連携して検討</p>
	<p>(錠剤、カプセル剤等食品以外のもの) 当面の間、GMPの遵守義務の対象から除外*</p>	

※表示規制については別途検討を行う。

錠剤、カプセル剤等食品：錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状である加工食品

GMP：Good Manufacturing Practice（適正製造規範）の略。原材料の受け入れから製品の出荷に至るまでの全工程について、手順書により文書化することや製造記録を作成・保存すること等により、製品の均一化を図るための製造管理及び品質管理の手法

* 錠剤、カプセル剤等食品以外の「サプリメント」を製造等する営業者に対しては、まずは、GMPの遵守について自主的な取組を促すこととする。